



(I) 私たちの民主政治

Q. 私たちはどのように民主政治に関わることができるか？

- ・
- ・
- ・
- ・
- ・
- ・

■現代の民主主義の課題

20 世紀以前 [1] による政治
▲財産・社会的地位をもつ有力者

[2] 実現

20 世紀中ごろ～ [3] 民主主義
▲一般市民の動向が政治を左右

大衆が中心となる真の民主政治が実現したが、これで政治が上手くいくとは限らない。

国(政治)のレベルは、国民のレベルと比例すると言われるように、私たち次第で維持できるかが決まっていく。

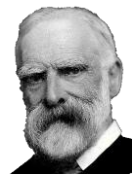
問題点

- ・ [4]]：特定の支持政党を持たず、世論調査などで「支持政党なし」と答える有権者
→選挙によって投票先が変わり、メディアがつくる風潮に影響されやすい。
- ・ [5]]：「政治そのものに関心がない」という人々。→投票率の低下を引き起こす。
アメリカの社会学者 [6]] は、政治的無知による [7]] 無関心と
政治的知識を持ちながら現状に冷淡な態度を取る [8]] 無関心に分類した。
- ・ [9]]：特定の対象(現政権や一部の富裕層、外国人など)を「敵視」して、激しく攻撃する政治スタイル。
国民の不満を代弁する形で支持を得やすい反面、社会の分断を生む懸念もある。
報道の偏りや感情的な訴えに惑わされないことが重要。

(II) 地方自治と民主主義

人 [10]]：イギリスの法学者・政治学者 「地方自治は [11]] である。」

= 地方で身近な問題への取組に参画することが、国政の運営に必要な能力を養い、
民主主義の基本を作ることに繋がる。



■ 地方自治の本旨 … 日本では地方自治を尊重するために、憲法 92 条で地方自治の本旨が規定。

※大日本帝国憲法では地方自治について明記されていなかった点に注意！

地方自治の本旨 {

- ・ 団体自治：
- ・ 住民自治：

■ 地方公共団体の組織と権限



議会

議会への [13]]・[14]]

首長への [15]]

有権者



12

議会も首長も
有権者から選ばれる
代表である(二元代表制)

いずれも住民の直接投票で選出される二代表制を採っており、大統領制に近い性格を持っている。

Cf. 市町村長、地方議員の被選挙権は 25 歳以上、都道府県知事は 30 歳以上となっている。

■ 地方自治に関する用語

- * 条例の制定や改廃 = 住民発案^[16]]
- * 首長・議員などの解職、議会の解散請求 = 住民解職^[17]]
- * 住民に対し、地域の問題への賛否を直接問うしくみ = 住民投票^[18]]

■ 直接請求権 …署名を通して、住民の意思を直接的に請求できる制度

- * 条例の制定・改廃 [] 以上の署名を [] へ提出 → 首長が議会にかけて議論
- * 監査請求 [] 以上の署名を [] 委員へ提出 → 監査委員が調査し結果を報告
- * 議会の解散請求 [] 以上の署名を [] 委員へ提出 → 住民投票を実施し過半数の賛成で解散
- * 首長の解職請求 [] 以上の署名を [] 委員へ提出 → 住民投票を実施し過半数の賛成で解職
- * 副知事・役員の解職請求 [] 以上の署名を [] へ提出 → 首長が議会にかけて採決

(Ⅲ) 地方財政の課題

- ・^[19]] : 住民の最低限の生活水準 → これを実現するために地方自治体が努力する必要

↓ しかし…

自主財源(地方税)が乏しく、依存財源^[20]]・^[21]] などに頼る自治体が増加
国からの資金に依存し、自主財源が 3 割程度しかない自治体も多く、「**三割自治**」と呼ばれることも。

2000 年前後

財政面の改革

業務面の改革

- * ^[22]] (2004~2006)

小泉純一郎内閣による、地方財政の 3 つ の改革

- ① 補助金(国庫支出金・特定財源)の **削減**
- ② 地方交付税の見直し(交付額の **削減**を検討)
- ③ 地方への **税源移譲**

国税を地方税へ移譲→自立した財政へ

- * 2008 年~^[23]] 開始…任意の地方自治体に寄付ができ、その分所得税・住民税が控除される制度

- * 1999 年 ^[24]]

→ 地方自治の自立を目的とする法律

課題 従来は国の事務を代行に行う業務が多く、
地方独自の政策を行う余裕がなかった

↓ **再編**

^[25] (主に国の事務代行)]を廃止し

^[26]]・^[27]] に再編

- ▶ 営業許可や都市計画など 地域によって実現するもの
- ▶ 国政選挙の運営や旅券の発券など 全国的に統一して行う業務

* 市町村合併が進展 (例)平成の大合併市町村の数は 3,229→1,730

(Ⅳ) 住民参加の地方自治へ

地方分権が進んだことで、ある程度自由な行政が可能となった一方、高齢化が進む地域では介護負担が増加し地域経済に負担がかかり始めていた。そこで、効率的な地方行政を実現するための施策が講じられた。

ex. 財政再建団体となり事実上の経営破綻 (2007 年: **北海道夕張市**)

中心街が空洞化した「**シャッター街**」、人口の半数が 65 歳以上の高齢者である「**限界集落**」の増加

- ・ **住民運動**: 地域における環境や公共事業等の課題に対応して、反対運動など意思表示を行うもの
- ・ **住民投票**: 上記の問題への対応をめぐり、民意を確かめるために実施する (例)愛知県小牧市 TSUTAYA 図書館、沖縄県米軍基地
- ・ ^[28]] 制度(行政監察官制度): 住民たち自身が地方自治体の腐敗を監察し追及する制度
- ・ **まちづくり**: 高齢者サービス、観光、国際交流、文化遺産の保護などの分野で、住民と自治体が連携して活性化を目指す

地方の活性化に向けて、どんな策が考えられるだろうか…?



(I) 私たちの民主政治

Q. 私たちはどのように民主政治に関わることができるか？

- ・ 選挙
- ・ 政治家への陳情・請願
- ・ 集会・討論会への参加
- ・ 憲法改正の国民投票
- ・ 献金や寄付
- ・ デモへの参加
- ・ 裁判官の国民審査
- ・ 署名活動
- ・ 住民運動への参加

■現代の民主主義の課題

20世紀以前 [1 名望家] による政治

▲財産・社会的地位をもつ有力者

[2 普通選挙] 実現

20世紀中ごろ～ [3 大衆] 民主主義

▲一般市民の動向が政治を左右

大衆が中心となる真の民主政治が実現したが、これで政治が上手くいくとは限らない。

国(政治)のレベルは、国民のレベルと比例すると言われるように、私たち次第で維持できるかが決まっていく。

問題点

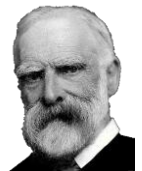
- ・ [4 無党派層] : 特定の支持政党を持たず、世論調査などで「支持政党なし」と答える有権者
→選挙によって投票先が変わり、メディアがつくる風潮に影響されやすい。
- ・ [5 政治的無関心] : 「政治そのものに関心がない」という人々。→投票率の低下を引き起こす。
アメリカの社会学者[6 リースマン]は、政治的無知による[7 伝統型]無関心と政治的知識を持ちながら現状に冷淡な態度を取る[8 現代型]無関心に分類した。
- ・ [9 ポピュリズム] : 特定の対象(現政権や一部の富裕層、外国人など)を「敵視」して、激しく攻撃する政治スタイル。
国民の不満を代弁する形で支持を得やすい反面、社会の分断を生む懸念もある。
報道の偏りや感情的な訴えに惑わされないことが重要。

(II) 地方自治と民主主義

[10 ブライス] : イギリスの法学者・政治学者

「地方自治は[11 民主主義の学校]である。」

= 地方で身近な問題への取組に参画することが、国政の運営に必要な能力を養い、
民主主義の基本を作ることに繋がる。

■ 地方自治の本旨 … 日本では地方自治を尊重するために、憲法 92 条で地方自治の本旨が規定。

※大日本帝国憲法では地方自治について明記されていなかった点に注意！

地方自治の本旨

- ・ 団体自治：政府に対して自立した団体をつくること
- ・ 住民自治：住民自身が運営に参加し、自治を行うこと

■ 地方公共団体の組織と権限



議会への[13 解散権]・[14 拒否権]

首長への[15 不信任決議権]

選挙

有権者

選挙



12 首長

議会も首長も
有権者から選ばれる
代表である(二元代表制)

いずれも住民の直接投票で選出される二代表制を採っており、大統領制に近い性格を持っている。

Cf. 市町村長、地方議員の被選挙権は 25 歳以上、都道府県知事は 30 歳以上となっている。

■ 地方自治に関する用語

- * 条例の制定や改廃 = 住民発案^[16] **イニシアティブ**]
- * 首長・議員などの解職、議会の解散請求 = 住民解職^[17] **リコール**]
- * 住民に対し、地域の問題への賛否を直接問うしくみ = 住民投票^[18] **レファレンダム**]

■ 直接請求権 …署名を通して、住民の意思を直接的に請求できる制度

- * 条例の制定・改廃 [**1/50**]以上の署名を[**首長**]へ提出 → 首長が議会にかけて議論
- * 監査請求 [**1/50**]以上の署名を[**監査**]委員へ提出 → 監査委員が調査し結果を報告
- * 議会の解散請求 [**1/3**]以上の署名を[**選挙管理**]委員へ提出 → 住民投票を実施し過半数の賛成で解散
- * 首長の解職請求 [**1/3**]以上の署名を[**選挙管理**]委員へ提出 → 住民投票を実施し過半数の賛成で解職
- * 副知事・役員の解職請求 [**1/3**]以上の署名を[**首長**]へ提出 → 首長が議会にかけて採決

(Ⅲ) 地方財政の課題

- ・^[19] **シビルミニマム**]: 住民の最低限の生活水準 → これを実現するために地方自治体が努力する必要
↓しかし…

自主財源(地方税)が乏しく、依存財源(^[20] **地方交付税**]・^[21] **国庫支出金**]など)に頼る自治体が増加
国からの資金に依存し、自主財源が3割程度しかない自治体も多く、「**三割自治**」と呼ばれることも。

2000 年前後

財政面の改革

業務面の改革

- * ^[22] **三位一体改革**] (2004~2006)

小泉純一郎内閣による、地方財政の3つの改革

- ①補助金(国庫支出金・特定財源)の**削減**
- ②地方交付税の見直し(交付額の**削減**を検討)
- ③地方への**税源移譲**

国税を地方税へ移譲→自立した財政へ

- * 2008 年~^[23] **ふるさと納税**]開始…任意の地方自治体に寄付ができ、その分所得税・住民税が控除される制度

- * 1999 年 ^[24] **地方分権一括法**]

→地方自治の自立を目的とする法律

課題 従来は国の事務を代行に行う業務が多く、
地方独自の政策を行う余裕がなかった

↓
再編

- ^[25] **機関委任事務** (主に国の事務代行)]を廃止し

- ^[26] **自治事務**]・^[27] **法定受託事務**]に再編

▶営業許可や都市計画など 地域によって実現するもの ▶国政選挙の運営や旅券の発券など 全国的に統一して行う業務

- * 市町村合併が進展 (例)平成の大合併市町村の数は 3,229→1,730

(Ⅳ) 住民参加の地方自治へ

地方分権が進んだことで、ある程度自由な行政が可能となった一方、高齢化が進む地域では介護負担が増加し
地域経済に負担がかかり始めていた。そこで、効率的な地方行政を実現するための施策が講じられた。

ex.財政再建団体となり事実上の経営破綻(2007 年: **北海道夕張市**)

中心街が空洞化した「**シャッター街**」、人口の半数が 65 歳以上の高齢者である「**限界集落**」の増加

- ・ **住民運動**: 地域における環境や公共事業等の課題に対応して、反対運動など意思表示を行うもの
- ・ **住民投票**: 上記の問題への対応をめぐり、民意を確かめるために実施する (例)愛知県小牧市 TSUTAYA 図書館、沖縄県米軍基地
- ・ ^[28] **オンブズマン**]制度(行政監察官制度): 住民たち自身が地方自治体の腐敗を監察し追及する制度
- ・ **まちづくり**: 高齢者サービス、観光、国際交流、文化遺産の保護などの分野で、住民と自治体が連携して活性化を目指す

地方の活性化に向けて、どんな策が考えられるだろうか…?